貸借対照表

〔 2017年 3月31日 現在 〕

株式会社ドコモCS九州

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	60,264	買掛金	1,244,779
売掛金	2,711,388	リース債務	41,462
未収入金	536,900	未払金	1,732,624
貯蔵品	169,587	未払費用	1,003,492
前渡金	63,688	未払法人税等	317,967
前払費用	88,610	未払消費税等	217,054
繰延税金資産	585,129	前受金	1,767
預け金	2,687,672	預り金	49,057
未成工事支出金	2,530	資産除去債務	22,634
未収収益	5	その他の流動負債	2
その他の流動資産	3,887		
流動資産合計	6,909,661	流動負債合計	4,630,838
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債務	51,904
建物	603,817	退職給付引当金	3,023,224
構築物	4,650	資産除去債務	205,803
機械及び装置	4,058	その他の固定負債	3,147
工具、器具及び備品	451,041		
土地	1,539,784		
リース資産	72,111	固定負債合計	3,284,079
建設仮勘定	70	負債合計	7,914,918
有形固定資産合計	2,675,531	純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	32,762	資本金	30,000
その他の無形固定資産	32,304	資本剰余金	
		その他資本剰余金	60,000
		資本剰余金合計	60,000
		利益剰余金	
		利益準備金	7,500
無形固定資産合計	65,066	その他利益剰余金	
投資その他の資産		繰越利益剰余金	3,474,346
繰延税金資産	1,070,093	（うち当期純利益）	827,871
その他の投資及びその他の資産	766,412	利益剰余金合計	3,481,846
投資その他の資産合計	1,836,505	株主資本合計	3,571,846
固定資産合計	4,577,102	純資産の部合計	3,571,846
資産合計	11,486,763	負債及び純資産合計	11,486,763

（注）記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、ドコモ商品については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価格を切り下げています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については実質残存価額によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税につきましては、全額費用として処理しています。